

は第11条の決定又は第12条の通知(以下「公開決定等」という。)について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく寒川町情報公開審査会(第17条第1項を除き、以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て、当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

(加える)

(加える)

(加える)

2 前項の規定により諮問した実施機関は、不服申立人及び次の各号のいずれかに該当する者に諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 請求者が不服申立人である場合は、当該不服申立てに係る公開決定等について反対の意思を表示している第三者

(2) 公文書の公開に反対の意思を表示している第三者が不服申立人である場合は、請求者

開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合

_____を除き、遅滞なく寒川町情報公開審査会(第17条第1項を除き、以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書(以下「参加人意見書」という。)において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに参加人意見書の写し(反論書及び参加人意見書の写しにあっては、提出があつた場合に限る。)を添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問した実施機関は、次に掲げる

_____者に諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

<p>6 (略)</p> <p>7 この条から第22条までの規定により審査会又は委員がした処分については、<u>行政不服審査法による不服申立てをすることができない。</u> (意見の陳述)</p> <p>第19条 審査会は、<u>不服申立人等から</u> <u>申立てがあつたときは、当該不服申立人等</u> <u>に口頭により意見を述べる機会を</u> <u>与えるよう努めなければならない。</u></p> <p>(加える)</p> <p>2 前項の規定により意見の陳述の機会を 与えられた不服申立人又は参加人は、<u>審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u> (加える)</p> <p>(加える)</p> <p>(意見書等の提出)</p> <p>第20条 <u>不服申立人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができる。</u>この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 (提出資料の閲覧)</p> <p>第21条 (加える)</p>	<p>6 (略)</p> <p>7 この条から第22条までの規定により審査会又は委員がした処分については、<u>審査請求</u> <u>を</u> <u>することができない。</u> (口頭意見陳述)</p> <p>第19条 審査会は、<u>審査請求人及び参加人から</u>申立てがあつたときは、<u>当該申立てをした者(以下「申立人」という。)</u>に口頭により意見を述べる機会を<u>与えなければならない。</u>ただし、<u>当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。</u></p> <p>2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、<u>審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。</u></p> <p>3 <u>口頭意見陳述において、申立人</u> <u>は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u></p> <p>4 <u>口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</u></p> <p>5 <u>口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、実施機関に対して、質問を発することができる。</u> (意見書等の提出)</p> <p>第20条 <u>審査請求人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができる。</u>この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 (提出資料の写しの送付等)</p> <p>第21条 <u>審査会は、第18条第2項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は</u></p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>不服申立人等は、審査会に対して審査会に提出された意見書又は資料の閲覧</p> <hr/> <p>_____を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(加える)</p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第22条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p><u>資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>審査請求人等は、審査会に対して審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>審査会は、第1項の規定による送付をし、又は第2項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第22条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

寒川町個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 <u>不服申立て(第28条)</u></p> <p>第5章～第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(第三者の保護)</p> <p>第18条 実施機関は、第16条第1項の規定による決定をする場合において、開示の請求に係る保有個人情報に国等及び請求者以外の者(以下この条、<u>第28条第2項及び第3項</u>において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した</p> <p style="text-align: center;">_____場合において、当該保有個人情報を開示する旨の決定(第14条第5項の規定により開示の請求に係る保有個人情報の一部について開示しないこととする場合の当該部分以外の部分の開示をする旨の決定を含む。以下「開示の決定」という。)をするときは、開示の決定日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに<u>反対の意思を表示した第三者</u>に開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第4章 <u>不服申立て</u></p> <p style="text-align: center;">(加える)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 <u>審査請求(第27条の2・第28条)</u></p> <p>第5章～第8章 (略)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(第三者の保護)</p> <p>第18条 実施機関は、第16条第1項の規定による決定をする場合において、開示の請求に係る保有個人情報に国等及び請求者以外の者(以下この条、<u>第28条第3項及び第4項</u>において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した<u>意見書(以下「反対意見書」という。)</u>を提出した場合において、当該保有個人情報を開示する旨の決定(第14条第5項の規定により開示の請求に係る保有個人情報の一部について開示しないこととする場合の当該部分以外の部分の開示をする旨の決定を含む。以下「開示の決定」という。)をするときは、開示の決定日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに<u>反対意見書を提出した第三者</u>に開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第4章 <u>審査請求</u></p> <p style="text-align: center;">(審理員の指名の適用除外)</p> <p><u>第27条の2 開示決定等(第16条第1項、第23条第1項又は前条第1項の決定をいう。以下同じ。)</u>又は開示請求等(第14</p>

<p>(不服申立てがあつた場合の手續)</p> <p>第28条 実施機関は、第16条第1項、第23条第1項又は前条第1項の決定(以下「開示決定等」という。)について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく寒川町個人情報保護審査会(次条第1項を除き、以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て、当該不服申立てについての決定を行わなければならない。</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p>	<p>条第1項、第21条第1項又は第24条第1項の請求をいう。以下同じ。)に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第28条 実施機関は、開示決定等又は開示請求等に係る不作為に係る審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き</p> <p>_____、遅滞なく寒川町個人情報保護審査会(次条第1項を除き、以下「審査会」という。)に諮問し、その議を経て、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書(以下「参加人意見書」という。)において反対する旨の意見が述べられている場合を除く。)</p> <p>(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</p> <p>(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用を停止することとする場合</p> <p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>2 前項の規定により諮問した実施機関は、<u>不服申立人及び次の各号のいずれかに該当する者に諮問した旨を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>請求者が不服申立人である場合は、当該不服申立てに係る開示の決定について反対の意思を表示している第三者</u></p> <p>(2) <u>保有個人情報(保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の開示に反対の意思を表示している第三者が不服申立人である場合は、請求者</u></p> <p>3 第18条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) <u>開示の決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立てに係る保有個人情報を開示しない旨の決定を変更して行う開示の決定(第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</u></p> <p>第5章 個人情報保護審査会 (審査会)</p> <p>第29条 前条第1項の<u>不服申立て</u>について、実施機関の諮問に応じて審査するため、寒川町個人情報保護審査会を置く。</p> <p>2～7 (略) (審査会の権限等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、</p>	<p><u>法第30条第1項に規定する反論書並びに参加人意見書の写し(反論書及び参加人意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。)を添えてしなければならない。</u></p> <p>3 第1項の規定により諮問した実施機関は、<u>次に掲げる</u> <u>者に諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(2) <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</u></p> <p>(3) <u>当該審査請求に係る保有個人情報の開示に反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)</u></p> <p>4 第18条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) <u>開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求に係る保有個人情報を開示しない旨の決定を変更して行う開示の裁決(第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</u></p> <p>第5章 個人情報保護審査会 (審査会)</p> <p>第29条 前条第1項の<u>審査請求</u>について、実施機関の諮問に応じて審査するため、寒川町個人情報保護審査会を置く。</p> <p>2～7 (略) (審査会の権限等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人（審査会の許可を得て、又は審査会の求めに応じて審査会の会議に参加する利害関係人をいう。以下同じ。）又は実施機関（以下「不服申立人等」という。）に対して意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めること、適当と認める者に対してその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、前項の規定による調査をさせ、又は次条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

6 (略)

7 この条から第34条までの規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(意見の陳述)

第31条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等

に口頭により意見を述べる機会を与えるよう努めなければならない。

(加える)

2 前項の規定により意見の陳述の機会を与えられた不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(加える)

審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人等（審査請求人、参加人及び実施機関をいう。以下同じ。）

に対して意見書又は資料

の提出を求めること、適当と認める者に対してその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、前項の規定による調査をさせ、又は次条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

6 (略)

7 この条から第34条までの規定により審査会又は委員がした処分については、審査請求をすることができない。

(口頭意見陳述)

第31条 審査会は、審査請求人又は参加人から申立てがあつたときは、当該申立てをした者（以下「申立人」という。）に口頭により意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人

は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申

(加える)

(意見書等の提出)

第32条 不服申立人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第33条 (加える)

不服申立人等は、審査会に対して審査会に提出された意見書又は資料の閲覧

_____を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 (略)

(加える)

立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、実施機関に対して、質問を発することができる。

(意見書等の提出)

第32条 審査請求人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの交付等)

第33条 審査会は、第18条第2項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対して審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 (略)

4 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は第2項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならな

<p>(答申書の送付等)</p> <p>第34条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人及び参加人</u>に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p><u>い。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(答申書の送付等)</p> <p>第34条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人及び参加人</u>に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(改正附則)

	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、行政不服審査法の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。</u></p> <p>(経過措置の原則)</p> <p>2 <u>町長等(処分権限を有する町の機関をいう。以下同じ。)の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた町長等の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る町長等の不作為に係るものについては、なお従前の例による。</u></p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

寒川町情報公開条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>第3号様式(第5条関係) (略)</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。</p> <p>(略)</p>	<p>～略～</p> <p>第3号様式(第5条関係) (略)</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。</p> <p>(略)</p>
<p>第4号様式(第5条関係) (略)</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。</p> <p>(略)</p>	<p>第4号様式(第5条関係) (略)</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。</p> <p>(略)</p>
<p>第6号様式(第6条関係) (略)</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌</p>	<p>第6号様式(第6条関係) (略)</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌</p>

日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第7号様式(第7条関係)

(略)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第8号様式(第8条関係)

(略)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の

日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第7号様式(第7条関係)

(略)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第8号様式(第8条関係)

(略)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の

<p>日から1年を経過するとその訴えは提起できません。</p> <p>(略)</p> <p>第9号様式(第12条関係)</p> <p>(略)</p> <p>年 月 日付けで<u>異議申立て</u>のありました事案について、次のとおり寒川町情報公開審査会に諮問しましたので通知します。</p> <table border="1"> <tr> <td><u>異議申立て</u>の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>～略～</p>	<u>異議申立て</u> の内容		(略)		<p>日から1年を経過するとその訴えは提起できません。</p> <p>(略)</p> <p>第9号様式(第12条関係)</p> <p>(略)</p> <p>年 月 日付けで<u>審査請求</u>のありました事案について、次のとおり寒川町情報公開審査会に諮問しましたので通知します。</p> <table border="1"> <tr> <td><u>審査請求</u>の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>～略～</p>	<u>審査請求</u> の内容		(略)	
<u>異議申立て</u> の内容									
(略)									
<u>審査請求</u> の内容									
(略)									

寒川町情報公開審査会規則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(調書の作成)</p> <p>第4条 条例第18条第5項の委員は、<u>不服申立人</u>、参加人、実施機関又は審査会が適当と認める者から意見又は説明を聴取したときは、その概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(調書の作成)</p> <p>第4条 条例第18条第5項の委員は、<u>審査請求人</u>、参加人、実施機関又は審査会が適当と認める者から意見又は説明を聴取したときは、その概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。</p> <p>～略～</p>

寒川町個人情報保護条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>第4号様式(第7条、第8条関係)</p> <p>(略)</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。ま</p>	<p>～略～</p> <p>第4号様式(第7条、第8条関係)</p> <p>(略)</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。ま</p>

た、この処分を受けたことを知った日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第5号様式(第8条関係)

(略)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第6号様式(略)

第6号様式の2(第10条関係)

(略)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起で

た、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第5号様式(第8条関係)

(略)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第6号様式(略)

第6号様式の2(第10条関係)

(略)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起で

<p>きません。</p> <p>(略)</p>	<p>きません。</p> <p>(略)</p>
<p>第7号様式(第10条関係)</p> <p>(略)</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立てに対する決定</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。</p> <p>(略)</p>	<p>第7号様式(第10条関係)</p> <p>(略)</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求に対する裁決</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。</p> <p>(略)</p>
<p>第8号様式(第12条関係)</p> <p>(略)</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、寒川町長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>異議申立て</u>をした場合には、<u>異議申立てに対する決定</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。</p> <p>(略)</p>	<p>第8号様式(第12条関係)</p> <p>(略)</p> <p>なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、寒川町長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(<u>審査請求</u>をした場合には、<u>審査請求に対する裁決</u>があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。</p> <p>(略)</p>
<p>第9号様式(略)</p>	<p>第9号様式(略)</p>
<p>第10号様式(第17条関係)</p> <p>(略)</p> <p>なお、この処分について不服がある場合</p>	<p>第10号様式(第17条関係)</p> <p>(略)</p> <p>なお、この処分について不服がある場合</p>

は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第11号様式(第17条関係)

(略)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

～略～

第12号様式の3(第18条の3関係)

(略)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町

は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第11号様式(第17条関係)

(略)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

～略～

第12号様式の3(第18条の3関係)

(略)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町

長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第12様式の4号様式(第18条の3関係)

(略)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、寒川町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(異議申立てをした場合には、異議申立てに対する決定があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第12号様式の5(略)

第13号様式(第19条関係)

(略)

年 月 日付けで異議申立てのありました事案について、次のとおり寒川町個人情報保護審査会に諮問しましたので通知します。

<u>異議申立て</u> の内容	
------------------	--

(略)

～略～

長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第12様式の4号様式(第18条の3関係)

(略)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分を受けたことを知つた日(審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があつたことを知つた日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。

(略)

第12号様式の5(略)

第13号様式(第19条関係)

(略)

年 月 日付けで審査請求のありました事案について、次のとおり寒川町個人情報保護審査会に諮問しましたので通知します。

<u>審査請求</u> の内容	
-----------------	--

(略)

～略～

寒川町個人情報保護審査会規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(調書の作成)	(調書の作成)

第4条 条例第30条第5項の委員は、不服申立人、参加人、実施機関又は審査会が適当と認める者から意見又は説明を聴取したときは、その概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

～略～

第4条 条例第30条第5項の委員は、審査請求人、参加人、実施機関又は審査会が適当と認める者から意見又は説明を聴取したときは、その概要を記載した調書を作成し、審査会に報告しなければならない。

～略～

(改正附則)

	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、行政不服審査法の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置の原則)</u></p> <p>2 <u>町長等(処分権限を有する町の機関をいう。以下同じ。)の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた町長等の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る町長等の不作為に係るものについては、なお従前の例による。</u></p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

寒川町情報公開事務処理要綱新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 情報公開事務は、おおむね次の各号に定める区分により、情報公開コーナー及び公開の請求に係る公文書に関する事務を主管している課等(以下「主管課」という。)において処理する。</p> <p>(1) 情報公開コーナーにおいて処理する事務</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>公開請求に対する決定に係る異議申立ての受付</u></p> <p>ク <u>公文書公開異議申立処理簿(第2号様式)の処理</u></p> <p>ケ～シ (略)</p> <p>(2) 主管課において処理する事務</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ <u>異議申立てに対する決定及びその通知</u></p> <p>(公文書の公開の請求等の受付場所)</p> <p>第3条 公文書の公開に係る相談並びに公開に係る請求及び<u>異議申立て</u>の受付場所は、原則として情報公開コーナーとする。</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 情報公開事務は、おおむね次の各号に定める区分により、情報公開コーナー及び公開の請求に係る公文書に関する事務を主管している課等(以下「主管課」という。)において処理する。</p> <p>(1) 情報公開コーナーにおいて処理する事務</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>公開請求に対する決定に係る審査請求</u>の受付</p> <p>ク <u>公文書公開審査請求処理簿(第2号様式)の処理</u></p> <p>ケ～シ (略)</p> <p>(2) 主管課において処理する事務</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ <u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>及びその通知</p> <p>(公文書の公開の請求等の受付場所)</p> <p>第3条 公文書の公開に係る相談並びに公開に係る請求及び<u>審査請求</u>の受付場所は、原則として情報公開コーナーとする。</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(<u>異議申立て</u>の受付)</p> <p>第18条 情報公開コーナーの職員は、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)</u>の<u>規定に基づく公文書公開異議申立書(第5号様式)又は次に掲げる事項</u></p> <p>_____が記載された書面(以下「<u>異議申立書</u>」という。)が提出されたときは、その内容を審査し、不備がないと認めるときは、これに受付印を押印するものとする。</p> <p>(1) <u>異議申立人の氏名、年齢及び住所</u></p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(<u>審査請求</u>の受付)</p> <p>第18条 情報公開コーナーの職員は、<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)</u>の<u>規定に基づく公文書公開審査請求書(第5号様式)又は法第19条第2項各号に掲げる事項(不作為についての審査請求の場合は、同条第3項各号に掲げる事項)</u>が記載された書面(以下「<u>審査請求書</u>」という。)が提出されたときは、その内容を審査し、不備がないと認めるときは、これに受付印を押印するものとする。</p> <p style="text-align: right;">(削る)</p>

(異議申立人が法人その他の団体であるときは、法人等の名称及び所在地並びに代表者の氏名。代理人により異議申立てをするとき、代理人の氏名及び住所)

(2) 異議申立てに係る処分

(削る)

(3) 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

(削る)

(4) 異議申立ての趣旨及び理由

(削る)

(5) 処分庁の教示の有無及びその内容

(削る)

(6) 異議申立ての年月日

(削る)

2 情報公開コーナーの職員は、異議申立書を受け付けたときは、公文書公開異議申立処理簿(第2号様式)に必要な事項を記入するとともに、その異議申立書の写しを作成し、その写しを保管するとともに、速やかに異議申立書を公開請求に係る決定をした主管課長に送付するものとする。

(異議申立書の審査)

第19条 主管課長は、異議申立書の送付を受けたときは、その記載事項、添付書類、処分の内容、異議申立人の資格、異議申立ての期限等について行政不服審査法に定める異議申立てをするための要件を備えているかどうか審査するものとする。

(加える)

(異議申立ての却下)

第20条 主管課長は、行政不服審査法第47条第1項の規定により異議申立てを却下したときは、速やかに公文書公開異議申立てに対する決定通知書(第6号様式)を異議申立人に送付するとともに、その決定通知書の写しを情報公開コーナー

2 情報公開コーナーの職員は、審査請求書を受け付けたときは、公文書公開審査請求処理簿(第2号様式)に必要な事項を記入するとともに、その審査請求書の写しを作成し、その写しを保管するとともに、速やかに審査請求書を公開請求に係る決定をした主管課長に送付するものとする。

(審査請求書の審査)

第19条 主管課長は、審査請求書の送付を受けたときは、その記載事項、添付書類、処分の内容、審査請求人の資格、審査請求の期限等について法 _____ に定める審査請求をするための要件を備えているかどうか審査するものとする。

(審査請求の補正)

第19条の2 審査請求書が法第19条の規定に違反している場合には、主管課長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

(審査請求の却下)

第20条 主管課長は、法第45条第1項 _____ の規定により審査請求を却下したときは、速やかに裁決書(第6号様式)の謄本 _____ を審査請求人に送付するとともに、当該裁決書 _____ の写しを情報公開コーナー

に提出しなければならない。

- 2 情報公開コーナーの職員は、提出された決定通知書の写しにより、公文書公開異議申立処理簿(第2号様式)に必要事項を記入するものとする。

(審査会への諮問)

第21条 主管課長は、公文書公開審査諮問書(第7号様式)に次に掲げる書類を添付して審査会に諮問する。

- (1) 異議申立書の写し
- (2) 異議申立てに係る請求書の写し
- (3) 異議申立てに係る決定通知書の写し

(加える)

- (4) その他異議申立てについて審議するために必要と思われる書類

(異議申立てに対する決定)

第22条 主管課長は、審査会から諮問に対する答申を受けたときは、その答申を最大限に尊重して、遅滞なく異議申立てに対する決定をしなければならない。

- 2 主管課長は、異議申立てに対する決定をするときは、起案文書を総務部長、総務課長及び必要に応じて関係課等の長に回議するものとする。

- 3 起案文書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 公文書公開異議申立てに対する決定通知書(第6号様式)の案
- (2) 異議申立書
- (3) 審査会からの答申書
- (4) その他異議申立てに対する決定に必要と思われる書類

に提出しなければならない。

- 2 情報公開コーナーの職員は、提出された決定通知書の写しにより、公文書公開審査請求処理簿(第2号様式)に必要事項を記入するものとする。

(審査会への諮問)

第21条 主管課長は、公文書公開審査諮問書(第7号様式)に次に掲げる書類を添付して審査会に諮問する。

- (1) 審査請求書の写し
- (2) 審査請求に係る公文書公開請求書の写し
- (3) 審査請求に係る公文書公開決定通知書の写し

(4) 法第9条第3項において読み替えて適用する法第29条第2項の弁明書及び法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する参加人意見書の写し(反論書及び参加人意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。)

- (5) その他審査請求について審議するために必要と思われる書類

(審査請求に対する裁決)

第22条 主管課長は、審査会から諮問に対する答申を受けたときは、その答申を最大限に尊重して、遅滞なく審査請求に対する裁決をしなければならない。

- 2 主管課長は、審査請求に対する裁決をするときは、起案文書を総務部長、総務課長及び必要に応じて関係課等の長に回議するものとする。

- 3 起案文書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 裁決書の案
- (2) 審査請求書
- (3) 審査会からの答申書
- (4) その他審査請求に対する裁決に必要と思われる書類

(異議申立てに対する決定の通知)

第23条 主管課長は、異議申立てに対する決定をしたときは、速やかに公文書公開異議申立てに対する決定通知書(第6号様式)を異議申立人に送付するとともに、その決定通知書の写しを情報公開コーナーに提出しなければならない。

2 条例第16条第3項の規定による通知は、公文書公開異議申立てに対する決定通知書(第6号様式)により行うものとする。

3 情報公開コーナーの職員は、主管課長から提出された決定通知書の写しにより、公文書公開異議申立処理簿(第2号様式)に決定の内容等必要事項を記入するものとする。

～略～

別表(第16条関係)

区分	種別		費用
写し	単色刷り (黒)	B4判までの大きさ	10円 / 枚 (片面)
		B4判を超える大きさ	20円 / 枚 (片面)
	多色刷り	B4判までの大きさ	50円 / 枚 (片面)
		B4判を超える大きさ	80円 / 枚 (片面)
	業者等に委託する場合		当該委託に要する費用
	電磁的媒体の複製物	録音テープ・ビデオテープ	実費相当額
	その他の媒体		

第1号様式(第2条、第8条、第14条関係)

[別紙参照]

第2号様式(第2条、第18条、第20条、第23条関係)

[別紙参照]

第3号様式・第4号様式 (略)

第5号様式(第18条関係)

(審査請求書に対する決定の通知)

第23条 主管課長は、審査請求に対する裁決をしたときは、速やかに裁決書の謄本

を審査請求人に送付するとともに、当該裁決書の謄本の写しを情報公開コーナーに提出しなければならない。

2 条例第16条第3項の規定による通知は、裁決書の謄本を送付する方法により行うものとする。

3 情報公開コーナーの職員は、主管課長から提出された裁決書の謄本の写しにより、公文書公開審査請求処理簿(第2号様式)に裁決の内容等必要事項を記入するものとする。

～略～

別表(第16条関係)

区分	種別		費用
写し	単色刷り (黒)	A3判までの大きさ	10円 / 枚 (片面)
		A3判を超える大きさ	実費相当額
	多色刷り	A3判までの大きさ	20円 / 枚 (片面)
		A3判を超える大きさ	実費相当額
	業者等に委託する場合		当該委託に要する費用
	電磁的媒体の複製物	録音テープ・ビデオテープ	実費相当額
	その他の媒体		

第1号様式(第2条、第8条、第14条関係)

[別紙参照]

第2号様式(第2条、第18条、第20条、第23条関係)

[別紙参照]

第3号様式・第4号様式 (略)

第5号様式(第18条関係)

[別紙参照]

第6号様式(第20条、第22条、第23条関係)

[別紙参照]

第7号様式(第21条関係)

[別紙参照]

～略～

[別紙参照]

第6号様式(第20条、第22条、第23条関係)

[別紙参照]

第7号様式(第21条関係)

[別紙参照]

～略～

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 実施機関の公開決定等(寒川町情報公開条例(平成11年寒川町条例第24号)第15条の2に規定する公開決定等をいう。以下同じ。)又は公開請求(同条例第5条に規定する公開請求をいう。以下同じ。)に係る不作為に係る審査請求であって、この要綱の施行前にされた実施機関の公開決定等又は公開請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

現 行

第1号様式(第2条、第8条、第14条関係)

公文書公開請求処理簿

請求受付日	公文書名等	決定の内容	決定通知日の翌日から起
月		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開	算して <u>60日</u> の日
整理番号		<input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 文書不存在	
		<input type="checkbox"/> 存否応答拒否	年 月 日
主管課等	請求者	決定通知年月日	<u>異議申立て</u> の有無
請求受付日		年 月 日	<input type="checkbox"/> 有(申立整理番号) <input type="checkbox"/> 無
請求受付日	公文書名等	決定の内容	決定通知日の翌日から起
月		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開	算して <u>60日</u> の日
整理番号		<input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 文書不存在	
		<input type="checkbox"/> 存否応答拒否	年 月 日
主管課等	請求者	決定通知年月日	<u>異議申立て</u> の有無
請求受付日		年 月 日	<input type="checkbox"/> 有(申立整理番号) <input type="checkbox"/> 無
請求受付日	公文書名等	決定の内容	決定通知日の翌日から起
月		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開	算して <u>60日</u> の日
整理番号		<input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 文書不存在	
		<input type="checkbox"/> 存否応答拒否	年 月 日
主管課等	請求者	決定通知年月日	<u>異議申立て</u> の有無
請求受付日		年 月 日	<input type="checkbox"/> 有(申立整理番号) <input type="checkbox"/> 無
請求受付日	公文書名等	決定の内容	決定通知日の翌日から起
月		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開	算して <u>60日</u> の日
整理番号		<input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 文書不存在	
		<input type="checkbox"/> 存否応答拒否	年 月 日
主管課等	請求者	決定通知年月日	<u>異議申立て</u> の有無
請求受付日		年 月 日	<input type="checkbox"/> 有(申立整理番号) <input type="checkbox"/> 無

改正案

第1号様式(第2条、第8条、第14条関係)

公文書公開請求処理簿

請求受付日	公文書名等	決定の内容	決定通知日の翌日から起
月		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開	算して <u>3月</u> の日
整理番号		<input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 文書不存在	
		<input type="checkbox"/> 存否応答拒否	年 月 日
主管課等	請求者	決定通知年月日	<u>審査請求</u> の有無
請求受付日		年 月 日	<input type="checkbox"/> 有(申立整理番号) <input type="checkbox"/> 無
請求受付日	公文書名等	決定の内容	決定通知日の翌日から起
月		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開	算して <u>3月</u> の日
整理番号		<input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 文書不存在	
		<input type="checkbox"/> 存否応答拒否	年 月 日
主管課等	請求者	決定通知年月日	<u>審査請求</u> の有無
請求受付日		年 月 日	<input type="checkbox"/> 有(申立整理番号) <input type="checkbox"/> 無
請求受付日	公文書名等	決定の内容	決定通知日の翌日から起
月		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開	算して <u>3月</u> の日
整理番号		<input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 文書不存在	
		<input type="checkbox"/> 存否応答拒否	年 月 日
主管課等	請求者	決定通知年月日	<u>審査請求</u> の有無
請求受付日		年 月 日	<input type="checkbox"/> 有(申立整理番号) <input type="checkbox"/> 無
請求受付日	公文書名等	決定の内容	決定通知日の翌日から起
月		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開	算して <u>3月</u> の日
整理番号		<input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 文書不存在	
		<input type="checkbox"/> 存否応答拒否	年 月 日
主管課等	請求者	決定通知年月日	<u>審査請求</u> の有無
請求受付日		年 月 日	<input type="checkbox"/> 有(申立整理番号) <input type="checkbox"/> 無

現 行

第2号様式(第2条、第18条、第20条、第23条関係)

公文書公開異議申立処理簿

申立受付月日	公文書名等	答申の内容	決定の内容
月			
日			
整理番号			
主管課等	<u>異議申立人</u>	答申日	<u>決定通知</u> 年月日
		年月日	年月日
申立受付月日	公文書名等	答申の内容	<u>決定</u> の内容
月			
日			
整理番号			
主管課等	<u>異議申立人</u>	答申日	<u>決定通知</u> 年月日
		年月日	年月日
申立受付月日	公文書名等	答申の内容	<u>決定</u> の内容
月			
日			
整理番号			
主管課等	<u>異議申立人</u>	答申日	<u>決定通知</u> 年月日
		年月日	年月日

改正案

第2号様式(第2条、第18条、第20条、第23条関係)

公文書公開審査請求処理簿

申立受付月日	公文書名等	答申の内容	<u>裁決</u> の内容
月			
日			
整理番号			
主管課等	<u>審査請求人</u>	答申日	<u>裁決書送付</u> 年月日
		年月日	年月日
申立受付月日	公文書名等	答申の内容	<u>裁決</u> の内容
月			
日			
整理番号			
主管課等	<u>審査請求人</u>	答申日	<u>裁決書送付</u> 年月日
		年月日	年月日
申立受付月日	公文書名等	答申の内容	<u>裁決</u> の内容
月			
日			
整理番号			
主管課等	<u>審査請求人</u>	答申日	<u>裁決書送付</u> 年月日
		年月日	年月日

現 行

第5号様式(第18条関係)

公文書公開異議申立書

年 月 日

(あて先) 寒川町長

異議申立人 氏名
年齢
住所
電話番号

印
歳

改正案

第5号様式(第18条関係)

公文書公開審査請求書

年 月 日

(宛先) 寒川町長

審査請求人 氏名
住所
電話番号

印

次のおり異議申立をします。

次のおり異議申立をします。

<u>異議申立</u> に係る処分	寒川町長が () 処分
<u>異議申立</u> に係る処分があった年月日	年 月 日
<u>異議申立</u> の趣旨及び理由	
処分庁の教示の有無その他	「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に、寒川町長に対して <u>異議申立</u> をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>異議申立</u> をした場合には、 <u>異議申立</u> に対する <u>決定</u> が公告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。」と教示があった。

次のおり審査請求をします。

<u>審査請求</u> に係る処分	寒川町長が () 処分
<u>審査請求</u> に係る処分があった年月日	年 月 日
<u>審査請求</u> の趣旨及び理由	
処分庁の教示の有無その他	「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に、寒川町長に対して <u>審査請求</u> をすることができます。また、この処分を受けたことを知った日(<u>審査請求</u> をした場合には、 <u>審査請求</u> に対する <u>裁決</u> があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、寒川町(寒川町長)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するとその訴えは提起できません。」と教示があった。
提出書類	<u>添付書類</u>
	<u>証拠書類等</u>

現 行

第6号様式(第20条、第22条、第23条関係)

公文書公開異議申立てに対する決定通知書

寒 第 号
年 月 日

改正案

第6号様式(第20条、第22条、第23条関係)

寒 第 号

裁 決 書

審査請求人 住所
氏名

様

上記の者から提出された に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

寒川町長 印

主 文

年 月 日付けで出されました異議申立てにつきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

事 案 の 概 要

公開請求に係る 公文書の内容	
決 定 事 項	
決 定 理 由	
公開の場合の 日時及び場所	日 時 年 月 日()
	場 所
	備 考
主 管 課 等 (問い合わせ先)	電話番号

審理関係人の主張の要旨

理 由

教 示

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となりま
す。)、裁決の取消しの訴えを提起することができません。ただし、この裁決の取消しにおいては、不服申立ての対象とした処分が違
法であることを理由として、裁決の取消しを求めるときはできません。
処分(寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町
長となります。))、処分の取消しを提起することができま
す。ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1
年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することは
できなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起
算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起
することが認められる場合があります。

年 月 日

審査庁 寒川町長

印

現 行

第7号様式(第21条関係)

公文書公開審査諮問書

寒 第 号
年 月 日

寒川町情報公開審査会長 様

寒川町長

印

公文書の公開請求に対する決定について、次のとおり異議申立てがありましたので諮問します。

公開請求に係る公文書の内容	
<u>異議申立て</u> を受けた決定等の内容	
<u>異議申立て</u> を受けた年月日	年 月 日()
<u>異議申立理由</u>	
主管課等	
添付書類	<input type="checkbox"/> <u>異議申立書</u> の写し <input type="checkbox"/> <u>異議申立書</u> の添付書類の写し <input type="checkbox"/> 公文書公開請求書の写し <input type="checkbox"/> 公文書公開決定通知書の写し <input type="checkbox"/> その他()

改正案

第7号様式(第21条関係)

公文書公開審査諮問書

寒 第 号
年 月 日

寒川町情報公開審査会長 様

寒川町長

印

公文書の公開請求に対する決定について、次のとおり審査請求がありましたので諮問します。

公開請求に係る公文書の内容	
<u>審査請求</u> を受けた決定等の内容	
<u>審査請求</u> を受けた年月日	年 月 日()
<u>審査請求の理由</u>	
主管課等	
添付書類	<input type="checkbox"/> <u>異議申立書</u> の写し <input type="checkbox"/> <u>異議申立書</u> の添付書類の写し <input type="checkbox"/> 公文書公開請求書の写し <input type="checkbox"/> 公文書公開決定通知書の写し <input type="checkbox"/> その他()

寒川町個人情報保護事務処理要綱新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第 20 条 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求(以下「開示請求等」という。)に係る事務は、おおむね次に掲げる区分により、情報公開コーナー及び所管課において処理する。</p> <p>(1) 情報公開コーナーにおいて処理する事務</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る<u>異議申立て</u>の受付</p> <p>ク <u>個人情報開示等異議申立処理簿(第 5 号様式)</u>の処理</p> <p>ケ～シ (略)</p> <p>(2) 所管課において処理する事務</p> <p>ア～ソ (略)</p> <p>シ <u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>及び通知</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第 20 条 個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求(以下「開示請求等」という。)に係る事務は、おおむね次に掲げる区分により、情報公開コーナー及び所管課において処理する。</p> <p>(1) 情報公開コーナーにおいて処理する事務</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る<u>審査請求</u>の受付</p> <p>ク <u>個人情報開示等審査請求処理簿(第 5 号様式)</u>の処理</p> <p>ケ～シ (略)</p> <p>(2) 所管課において処理する事務</p> <p>ア～ソ (略)</p> <p>シ <u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>及び通知</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第 9 章 審査会への諮問</p> <p>(諮問書)</p> <p>第 36 条 条例第 28 条第 1 項の規定による審査会への諮問は、<u>個人情報の開示等の異議申立審査諮問書(第 6 号様式)</u>により行うものとする。</p> <p>(<u>決定通知</u>)</p> <p>第 37 条 所管課は、<u>不服申立て</u>について<u>決定</u>をしたときは、速やかに<u>異議申立人</u>及び<u>条例第 28 条第 3 項</u>において<u>条例第 18 条第 2 項</u>を準用する第三者に<u>個人情報の開示等の異議申立てに対する決定通知書(第 7 号様式)</u>により<u>通知</u>するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第 9 章 審査会への諮問</p> <p>(諮問書)</p> <p>第 36 条 条例第 28 条第 1 項の規定による審査会への諮問は、<u>個人情報の開示等の審査請求審査諮問書(第 6 号様式)</u>により行うものとする。</p> <p>(<u>裁決書の謄本の送付</u>)</p> <p>第 37 条 所管課は、<u>審査請求</u>について<u>裁決</u>をしたときは、速やかに<u>審査請求人、参加人及び条例第 28 条第 4 項</u>において<u>条例第 18 条第 2 項</u>を準用する第三者に<u>裁決書(第 7 号様式)</u>の謄本を送付する _____ものとする。</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第 4 号様式(第 20 条関係)</p> <p>[別紙参照]</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>第 4 号様式(第 20 条関係)</p> <p>[別紙参照]</p>

第 5 号様式(第 20 条関係)

[別紙参照]

第 5 号様式の 2 (略)

第 6 号様式(第 36 条関係)

[別紙参照]

第 7 号様式(第 37 条関係)

[別紙参照]

～略～

第 5 号様式(第 20 条関係)

[別紙参照]

第 5 号様式の 2(第 20 条の 2 関係)

第 6 号様式(第 36 条関係)

[別紙参照]

第 7 号様式(第 37 条関係)

[別紙参照]

～略～

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 実施機関の開示決定等(寒川町個人情報保護条例(平成 11 年寒川町条例第 25 号)第 27 条の 2 に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)又は開示請求等(同条に規定する開示請求等をいう。以下同じ。)に係る不作為に係る審査請求であって、この要綱の施行前にされた実施機関の開示決定等又は開示請求等に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

現 行

第4号様式(第20条関係)

個人情報開示請求等処理簿

受付月日	開示請求等に係る個人情報内容 (請求者が代理人であるときは、本人の名前を記載すること)	請求等決定内容 <input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消法 <input type="checkbox"/> 提供の停止	決定通知日翌日から起算して60日の日
月			年 月 日
整理番号			
所管課等	請求者		異議申立 の有無 <input type="checkbox"/> 有(申立整理番号) <input type="checkbox"/> 無
受付月日	開示請求等に係る個人情報内容 (請求者が代理人であるときは、本人の名前を記載すること)	請求等決定内容 <input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消法 <input type="checkbox"/> 提供の停止	決定通知日翌日から起算して60日の日
月			年 月 日
整理番号			
所管課等	請求者		異議申立 の有無 <input type="checkbox"/> 有(申立整理番号) <input type="checkbox"/> 無
受付月日	開示請求等に係る個人情報内容 (請求者が代理人であるときは、本人の名前を記載すること)	請求等決定内容 <input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消法 <input type="checkbox"/> 提供の停止	決定通知日翌日から起算して60日の日
月			年 月 日
整理番号			
所管課等	請求者		異議申立 の有無 <input type="checkbox"/> 有(申立整理番号) <input type="checkbox"/> 無

改正案

第4号様式(第20条関係)

個人情報開示請求等処理簿

受付月日	開示請求等に係る個人情報内容 (請求者が代理人であるときは、本人の名前を記載すること)	請求等決定内容 <input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消法 <input type="checkbox"/> 提供の停止	決定通知日翌日から起算して3月の日
月			年 月 日
整理番号			
所管課等	請求者		審査請求 の有無 <input type="checkbox"/> 有(申立整理番号) <input type="checkbox"/> 無
受付月日	開示請求等に係る個人情報内容 (請求者が代理人であるときは、本人の名前を記載すること)	請求等決定内容 <input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消法 <input type="checkbox"/> 提供の停止	決定通知日翌日から起算して3月の日
月			年 月 日
整理番号			
所管課等	請求者		審査請求 の有無 <input type="checkbox"/> 有(申立整理番号) <input type="checkbox"/> 無
受付月日	開示請求等に係る個人情報内容 (請求者が代理人であるときは、本人の名前を記載すること)	請求等決定内容 <input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消法 <input type="checkbox"/> 提供の停止	決定通知日翌日から起算して3月の日
月			年 月 日
整理番号			
所管課等	請求者		審査請求 の有無 <input type="checkbox"/> 有(申立整理番号) <input type="checkbox"/> 無

現 行

第5号様式(第20条関係)

個人情報開示等異議申立処理簿

受付月日		開示請求等に係る個人情報内容	異議申立の区分	答申の内容	決定の内容
月	日		<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 不開示	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 不開示
整理番号			<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部
			<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止
所管課等		<u>異議申立人</u>	答申を受けた年月日	年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日	年 月 日
受付月日		開示請求等に係る個人情報内容	異議申立の区分	答申の内容	決定の内容
月	日		<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 不開示	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 不開示
整理番号			<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部
			<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止
所管課等		<u>異議申立人</u>	答申を受けた年月日	年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日	年 月 日
受付月日		開示請求等に係る個人情報内容	異議申立の区分	答申の内容	決定の内容
月	日		<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 不開示	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 不開示
整理番号			<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部
			<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止
所管課等		<u>異議申立人</u>	答申を受けた年月日	年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日	年 月 日

改正案

第5号様式(第20条関係)

個人情報開示等審査請求処理簿

受付月日		開示請求等に係る個人情報内容	審査請求の区分	答申の内容	裁決の内容
月	日		<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 不開示	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 不開示
整理番号			<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部
			<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止
所管課等		<u>審査請求人</u>	答申を受けた年月日	年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日	年 月 日
受付月日		開示請求等に係る個人情報内容	審査請求の区分	答申の内容 <td>裁決の内容</td>	裁決の内容
月	日		<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 不開示	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 不開示
整理番号			<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部
			<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止
所管課等		<u>審査請求人</u>	答申を受けた年月日	年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日	年 月 日
受付月日		開示請求等に係る個人情報内容	審査請求の区分	答申の内容 <td>裁決の内容</td>	裁決の内容
月	日		<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 不開示	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 部分 <input type="checkbox"/> 不開示
整理番号			<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 一部
			<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 提供の停止
所管課等		<u>審査請求人</u>	答申を受けた年月日	年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日	年 月 日

現行

第6号様式(第36条関係)

個人情報の開示等の異議申立審査諮問書

年 月 日

寒川町個人情報保護審査会会長 様

寒川町長

印

改正案

第6号様式(第36条関係)

個人情報の開示等の審査請求審査諮問書

年 月 日

寒川町個人情報保護審査会会長 様

寒川町長

印

個人情報の開示等の請求に対する決定について、次のとおり異議申立てがありましたので、諮問します。

請求区分	<input type="checkbox"/> 開示（ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付） <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用停止
請求に係る個人情報の内容	
<u>異議申立て</u> があった内容	
<u>異議申立て</u> があった年月日	
<u>異議申立て</u> の理由	
所管課等名	
添付書類	<input type="checkbox"/> <u>異議申立書</u> の写し <input type="checkbox"/> <u>異議申立書</u> の添付書類の写し <input type="checkbox"/> 開示等の請求書の写し <input type="checkbox"/> 決定通知書の写し <input type="checkbox"/> その他

個人情報の開示等の請求に対する決定について、次のとおり審査請求がありましたので、諮問します。

請求区分	<input type="checkbox"/> 開示（ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付） <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 利用停止
請求に係る個人情報の内容	
<u>審査請求</u> があった内容	
<u>審査請求</u> があった年月日	
<u>審査請求</u> の理由	
所管課等名	
添付書類	<input type="checkbox"/> <u>審査請求書</u> の写し <input type="checkbox"/> <u>審査請求書</u> の添付書類の写し <input type="checkbox"/> 開示等の請求書の写し <input type="checkbox"/> 決定通知書の写し <input type="checkbox"/> その他

現 行

第7号様式(第37条関係)

個人情報の開示等の異議申立てに対する決定通知書

寒 第 号
年 月 日

様

寒川町長

印

年 月 日に付けで出されました異議申立てにつきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

異議申立ての対象となつた決定等	
異議申立てに対する決定の内容	
決定の理由	
所管課等 (問い合わせ先)	

改正案

第7号様式(第37条関係)

寒 第 号

裁 決 書

審査請求人 住所
氏名

上記の者から提出された に関する審査請求について、次のとおり裁判する。

主 文

事 案 の 概 要

審理関係人の主張の要旨

理 由

教 示

この裁判については、この裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、裁判の取消しの訴えを提起することができません。ただし、この裁判の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁判の取消しを求めるときはできません。処分を理由とする場合は、この裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、寒川町を被告として(訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができません。ただし、上記の期間が経過する前に、この裁判があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁判の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁判があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁判の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

審査庁 寒川町長

印

寒川町情報公開審査会審査要領新旧対照表

現行	改正案
<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、寒川町情報公開審査会規則(平成11年寒川町規則第26号)の規定に基づき、寒川町情報公開審査会(以下「審査会」という。)が実施機関から諮問を受けた<u>不服申立て</u>を審議するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>第2章 理由説明書と意見書等</u> (実施機関の理由説明書)</p> <p>第3条 審査会は、条例第16条第1項の規定により実施機関から諮問を受けたときは、当該実施機関に対して相当の期間を定めて、非公開決定等に係る理由説明書の提出を求めるものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>2 審査会は、前項の理由説明書が提出されたときは、<u>不服申立人</u>及び参加人にその写しを送付するものとする。 (<u>不服申立人</u>の意見書)</p> <p>第4条 審査会は、条例第20条に規定する意見書が提出されたときは、<u>参加人及び実施機関</u> _____ に対しその写しを送付するものとする。 (補充説明書及び補充意見書)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 審査会は、<u>不服申立人</u>に対して相当の期間を定めて、前項の補充説明書に対する補充意見書の提出を求めることができる。この場合において、第4条の規定は補充意見書に準用する。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、実施機関又は<u>不服申立人</u>から任意に補充説明書又は補充意見書が提出されたときは、審</p>	<p>(削る)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、寒川町情報公開審査会規則(平成11年寒川町規則第26号)の規定に基づき、寒川町情報公開審査会(以下「審査会」という。)が実施機関から諮問を受けた<u>審査請求</u>を審議するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(実施機関の理由説明書)</p> <p>第3条 審査会は、条例第16条第1項の規定により実施機関から諮問を受けたときは、当該実施機関に対して相当の期間を定めて、非公開決定等に係る理由説明書の提出を求めるものとする。<u>ただし、諮問書に同条第2項に規定する弁明書が添付されていた場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 審査会は、前項の理由説明書が提出されたときは、<u>審査請求人</u>及び参加人にその写しを送付するものとする。 (<u>審査請求人等</u>の意見書)</p> <p>第4条 審査会は、条例第20条に規定する意見書が提出されたときは、<u>当該意見書を提出した審査請求人等(条例第18条第4項に規定する審査請求人等をいう。以下同じ。)</u>以外の審査請求人等に対しその写しを送付するものとする。 (補充説明書及び補充意見書)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 審査会は、<u>審査請求人</u>に対して相当の期間を定めて、前項の補充説明書に対する補充意見書の提出を求めることができる。この場合において、第4条の規定は補充意見書に準用する。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、実施機関又は<u>審査請求人</u>から任意に補充説明書又は補充意見書が提出されたときは、審</p>

査会はこれらを受理するものとする。この場合において、補充説明書及び補充意見書の取扱いは、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

第3章 不服申立人の意見陳述と議事整理手続き等

(不服申立人の意見陳述)

第6条 不服申立人が条例第19条第1項の規定により、口頭による意見陳述

_____を行うときは、審査会は、その期日、陳述時間等について不服申立人の意見を聴いて定めるものとする。

2 不服申立人は、条例第19条第2項の規定による許可を受けようとするときは、あらかじめ補佐人出頭許可申請書(別記様式)を審査会に提出しなければならない。

3 審査会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、許可するかどうかを決定し、不服申立人に通知しなければならない。

4 審査会事務局は、不服申立人及び補佐人に対し、本審査要領に定める不服申立人の意見陳述及び質疑(以下「意見陳述等」という。)の手続き、注意事項等に関し、あらかじめ文書又は口頭により説明をしなければならない。

(意見陳述者の数)

第6条の2 条例第19条に規定する口頭により意見を述べる者(不服申立人の代理人及び補佐人を含む。)の数は、5人以内とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(不服申立人の陳述と議長の議事整理権)

第7条 議長は、審査会の目的を達成し、不服申立人又は参加人等(参加人などの当該不服申し立てに関係する者をいう。以下同じ。)の権利を侵害しないよう、必要に応じて審査会の審議により、不服

査会はこれらを受理するものとする。この場合において、補充説明書及び補充意見書の取扱いは、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

(削る)

(口頭意見陳述)

第6条 申立人(条例第19条第1項に規定する申立人をいう。以下同じ。)が口頭意見陳述(同項に規定する口頭意見陳述をいう。以下同じ。)

_____を行うときは、審査会は、その期日、陳述時間等について審査請求人等の意見を聴いて定めるものとする。

2 申立人は、条例第19条第2項の規定による許可を受けようとするときは、あらかじめ補佐人出頭許可申請書(別記様式)を審査会に提出しなければならない。

3 審査会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、許可するかどうかを決定し、申立人に通知しなければならない。

4 審査会事務局は、申立人及び補佐人に対し、本審査要領に定める口頭意見陳述_____及び質疑(以下「意見陳述等」という。)の手続き、注意事項等に関し、あらかじめ文書又は口頭により説明をしなければならない。

(意見陳述者の数)

第6条の2 口頭意見陳述において_____意見を述べる者(申立人の代理人及び補佐人を含む。)の数は、5人以内とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(審査請求人等の陳述と議長の議事整理権)

第7条 議長は、審査会の目的を達成し、審査請求関係人(審査請求人等及び当該審査請求_____に関係する者をいう。以下同じ。)の権利を侵害しないよう、必要に応じて審査会の審議により、意見

申立人による意見陳述の議事の進行を整理する。

- 2 議長は、不服申立人の意見陳述に先立って、不服申立人及び補佐人に対し、本審査要領に定める意見陳述等の手続き、注意事項等について、確認のための説明をしなければならない。
- 3 意見陳述のための審査会において、不服申立人は、必要に応じて補佐人の助言を受けながら、当該事案に対する自らの意見を述べるものとする。
- 4 前項の不服申立人による意見の陳述は、当該事案に対する意見を大きく逸脱するか、又は参加人等の権利を侵害する内容にわたることはできない。
- 5 議長は、職権により、あるいは委員の申し立てによる審査会の審議により、不服申立人の発言が当該事案に対する意見を大きく逸脱するか、又は参加人等の権利を侵害したと認めるときは、審査会の目的の達成と不服申立人又は参加人等の権利保護に留意しつつ、議事の円滑な進行を保持するため、必要に応じて不服申立人の発言に注意を与え、あるいはその発言を制止させるものとする。

(委員の質疑と議長の議事整理権)

第8条 審査会は、不服申立人の意見を正確に把握し、条例の目的を達成するため必要と認めるときは、前条第3項の口頭による意見陳述が終了した後、不服申立人に対し、議長自ら又は委員による質疑を行うことができる。この場合において、不服申立人は、必要に応じて補佐人の助言を受けることができる。

- 2 議長は、質疑が不服申立人若しくは参加人等の権利を侵害したと判断したときは職権により、又は委員若しくは質疑を受けた不服申立人から当該質疑に対して異議が申し立てられたときはその質疑の妥当性について審査会で審議することにより、審査会の目的の達成と

陳述等の議事の進行を整理する。

- 2 議長は、口頭意見陳述に先立って、審査請求人等及び補佐人に対し、本審査要領に定める意見陳述等の手続き、注意事項等について、確認のための説明をしなければならない。
- 3 口頭意見陳述のための審査会において、申立人は、必要に応じて補佐人の助言を受けながら、当該事案に対する自らの意見を述べるものとする。
- 4 口頭意見陳述は、当該事案に対する意見を大きく逸脱するか、又は参加人等の権利を侵害する内容にわたることはできない。
- 5 議長は、職権により、あるいは委員の申し立てによる審査会の審議により、審査請求人等の発言が当該事案に対する意見を大きく逸脱するか、又は審査請求関係人の権利を侵害したと認めるときは、審査会の目的の達成と審査請求関係人の権利保護に留意しつつ、議事の円滑な進行を保持するため、必要に応じて審査請求人等の発言に注意を与え、あるいはその発言を制止させるものとする。

(委員の質疑と議長の議事整理権)

第8条 審査会は、審査請求人等の意見を正確に把握し、条例の目的を達成するため必要と認めるときは、口頭意見陳述が終了した後、審査請求人等に対し、議長自ら又は委員による質疑を行うことができる。この場合において、申立人は、必要に応じて補佐人の助言を受けることができる。

- 2 議長は、質疑が審査請求関係人若しくは参加人等の権利を侵害したと判断したときは職権により、又は委員若しくは質疑を受けた審査請求人等から当該質疑に対して異議が申し立てられたときはその質疑の妥当性について審査会で審議することにより、審査会

不服申立人又は参加人等の権利保護に留意しつつ、不当な質疑と認めるときは委員の質疑を取り消させるなど、質疑の円滑な進行に努めなければならない。

第9条 (略)

(参加人への準用)

第10条 第4条から前条までに定める不服申立人に関する規定は、参加人に対して準用する。この場合において、第7条第1項中「参加人等」の定義については「参加人」を「不服申立人」と読み替えて適用するものとし、第4条の文書の送付先については「参加人」を「不服申立人」と読み替えて適用するものとする。

第4章 雑則

第11条 (略)

(公文書の保全)

第12条 審査会は、実施機関が不服申立ての審査に重要な関係を持つ公文書等を保管し、又は保存している場合は、当該審査が終了するまで当該公文書の保全を実施機関に求めることができる。

第13条 (略)

～略～

の目的の達成と審査請求関係人

の権利保護に留意しつつ、不当な質疑と認めるときは委員の質疑を取り消させるなど、質疑の円滑な進行に努めなければならない。

第9条 (略)

(削る)

(削る)

第10条 (略)

(公文書の保全)

第11条 審査会は、実施機関が審査請求の審査に重要な関係を持つ公文書等を保管し、又は保存している場合は、当該審査が終了するまで当該公文書の保全を実施機関に求めることができる。

第12条 (略)

～略～

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 実施機関の公開決定等(寒川町情報公開条例(平成11年寒川町条例第24号)第15条の2に規定する公開決定等をいう。以下同じ。)又は公開請求(同条例第5条に規定する公開請求をいう。以下同じ。)に係る不作為に係る審査請求であって、この要領の施行前にされた実施機関の公開決定等又は公開請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

の場合において、補充説明書及び補充意見書の取扱いは、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

第3章 不服申立人の意見陳述と議事

整理手続きの説明

(不服申立人の意見陳述)

第6条 不服申立人が条例第31条第1項の規定により、口頭による意見陳述

_____を行うときは、審査会は、その期日、陳述時間等について不服申立人の意見を聴いて定めるものとする。

2 不服申立人は、条例第31条第2項の規定による許可を受けようとするときは、あらかじめ補佐人出頭許可申請書(別記様式)を審査会に提出しなければならない。

3 審査会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、許可するかどうかを決定し、不服申立人に通知しなければならない。

4 審査会事務局は、不服申立人及び補佐人に対し、本審査要領に定める不服申立人の意見陳述及び質疑(以下「意見陳述等」という。)の手続き、注意事項等に関し、あらかじめ文書又は口頭により説明をしなければならない。

(意見陳述者の数)

第6条の2 条例第31条に規定する口頭により意見を述べる者(不服申立人の代理人及び補佐人を含む)の数は、5人以内とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(不服申立人の陳述と議長の議事整理権)

第7条 議長は、審査会の目的を達成し、不服申立人又は参加人等(参加人などの当該不服申し立てに関係するものをいう。以下同じ。)の権利を侵害しないよう、必要に応じて審査会の審議により、不服申立人による意見陳述の議事の進

の場合において、補充説明書及び補充意見書の取扱いは、第3条第2項及び第4条の規定を準用する。

(削る)

(口頭意見陳述)

第6条 申立人(条例第31条第1項に規定する申立人をいう。以下同じ。)が口頭意見陳述(同項に規定する口頭意見陳述をいう。以下同じ。)を行うときは、審査

会は、その期日、陳述時間等について審査請求人等の意見を聴いて定めるものとする。

2 申立人は、条例第31条第2項の規定による許可を受けようとするときは、あらかじめ補佐人出頭許可申請書(別記様式)を審査会に提出しなければならない。

3 審査会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、許可するかどうかを決定し、申立人に通知しなければならない。

4 審査会事務局は、申立人及び補佐人に対し、本審査要領に定める口頭意見陳述及び質疑(以下「意見陳述等」という。)の手続き、注意事項等に関し、あらかじめ文書又は口頭により説明をしなければならない。

(意見陳述者の数)

第6条の2 口頭意見陳述において_____意見を述べる者(申立人の代理人及び補佐人を含む)の数は、5人以内とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(審査請求人等の陳述と議長の議事整理権)

第7条 議長は、審査会の目的を達成し、審査請求関係人(審査請求人等及び当該審査請求_____に関係するものをいう。以下同じ。)の権利を侵害しないよう、必要に応じて審査会の審議により、意見陳述等_____の議事の進

行を整理する。

- 2 議長は、不服申立人の意見陳述に先立って、不服申立人及び補佐人に対し、本審査要領に定める意見陳述等の手続き、注意事項等について、確認のための説明をしなければならない。
- 3 意見陳述のための審査会において、不服申立人は、必要に応じて補佐人の助言を受けながら、当該事案に対する自らの意見を述べるものとする。
- 4 前項の不服申立人による意見の陳述は、当該事案に対する意見を大きく逸脱するか、又は参加人等の権利を侵害する内容にわたることはできない。
- 5 議長は、職権により、あるいは委員の申し立てによる審査会の審議により、不服申立人の発言が当該事案に対する意見を大きく逸脱するか、又は参加人等の権利を侵害したと認めるときは、審査会の目的の達成と不服申立人又は参加人等の権利保護に留意しつつ、議事の円滑な進行を保持するため、必要に応じて不服申立人の発言に注意を与え、あるいはその発言を制止させるものとする。

(委員の質疑と議長の議事整理権)

第8条 審査会は、不服申立人の意見を正確に把握し、条例の目的を達成するため必要と認めるときは、前条第3項の口頭による意見陳述が終了した後、不服申立人に対し、議長自ら又は委員による質疑を行うことができる。この場合において、不服申立人は、必要に応じて補佐人の助言を受けることができる。

- 2 議長は、質疑が不服申立人若しくは参加人等の権利を侵害したと判断したときは職権により、又は委員若しくは質疑を受けた不服申立人から当該質疑に対して異議が申し立てられたときはその質疑の妥当性について審査会で審議することにより、審査会の目的の達成と不服申立人又は参加人等の権利保護に

行を整理する。

- 2 議長は、口頭意見陳述に先立って、審査請求人等及び補佐人に対し、本審査要領に定める意見陳述等の手続き、注意事項等について、確認のための説明をしなければならない。
- 3 口頭意見陳述のための審査会において、申立人は、必要に応じて補佐人の助言を受けながら、当該事案に対する自らの意見を述べるものとする。
- 4 口頭意見陳述は、当該事案に対する意見を大きく逸脱するか、又は審査請求関係人の権利を侵害する内容にわたることはできない。
- 5 議長は、職権により、あるいは委員の申し立てによる審査会の審議により、審査請求人等の発言が当該事案に対する意見を大きく逸脱するか、又は審査請求関係人の権利を侵害したと認めるときは、審査会の目的の達成と審査請求関係人の権利保護に留意しつつ、議事の円滑な進行を保持するため、必要に応じて審査請求人等の発言に注意を与え、あるいはその発言を制止させるものとする。

(委員の質疑と議長の議事整理権)

第8条 審査会は、審査請求人等の意見を正確に把握し、条例の目的を達成するため必要と認めるときは、口頭意見陳述が終了した後、審査請求人等に対し、議長自ら又は委員による質疑を行うことができる。この場合において、申立人は、必要に応じて補佐人の助言を受けることができる。

- 2 議長は、質疑が審査請求関係人の権利を侵害したと判断したときは職権により、又は委員若しくは質疑を受けた審査請求人等から当該質疑に対して異議が申し立てられたときはその質疑の妥当性について審査会で審議することにより、審査会の目的の達成と審査請求関係人の権利保護に

留意しつつ、不当な質疑と認めるときは委員の質疑を取り消させるなど、質疑の円滑な進行に努めなければならない。

第9条 (略)

(参加人への準用)

第10条 第4条から前条までに定める不服申立人に関する規定は、参加人に対して準用する。この場合において、第7条第1項中「参加人等」の定義については「参加人」を「不服申立人」と読み替えて適用するものとし、第4条の文書の送付先については「参加人」を「不服申立人」と読み替えて適用するものとする。

第4章 雑則

第11条 (略)

(公文書の保全)

第12条 審査会は、実施機関が不服申立ての審査に重要な関係を持つ公文書等を保管し、又は保存している場合は、当該審査が終了するまで当該公文書の保全を実施機関に求めることができる。

第13条 (略)

～略～

留意しつつ、不当な質疑と認めるときは委員の質疑を取り消させるなど、質疑の円滑な進行に努めなければならない。

第9条 (略)

(削る)

(削る)

第10条 (略)

(公文書の保全)

第11条 審査会は、実施機関が審査請求 の審査に重要な関係を持つ公文書等を保管し、又は保存している場合は、当該審査が終了するまで当該公文書の保全を実施機関に求めることができる。

第12条 (略)

～略～

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 実施機関の開示決定等(寒川町個人情報保護条例(平成11年寒川町条例第25号)第27条の2に規定する開示決定等をいう。以下同じ。)又は開示請求等(同条に規定する開示請求等をいう。以下同じ。)に係る不作為に係る審査請求であって、この要領の施行前にされた実施機関の開示決定等又は開示請求等に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。